

はじめに

本格的な高齢化社会を迎えた現在、高齢者、障がい者等が社会、経済活動に参加する機会を確保することが求められていること等から、誰もが安全で安心して参加できる社会を形成することが課題となっている。

本ガイドラインは、道路整備に携わる担当者が上記の多様なニーズを実現する上で、ユニバーサルデザインを目指した道路空間を形成するため、必要とされる道路の構造を理解し、計画の策定や事業の実施などを行う際に活用することを目的として策定することとしたものである。

【ユニバーサルデザインとは】

2002年（平成14年）12月に閣議決定された「障害者基本計画」における定義

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。



バリアフリー後の狸小路

歩道施行ガイドライン

目 次

歩道整備について（関係する主な法令等） -----	1
歩道の整備基準 -----	3
歩道幅員 -----	4
歩車道の分離と排水 -----	6
植樹及び電柱等占用物件 -----	8
歩道一般部 -----	10
交差点部 -----	12
車両乗入れ部 -----	20
視覚障害者誘導用ブロック整備基準 -----	28

歩道整備について

◆関係する主な法令等

法令等	名 称
法律等	<ul style="list-style-type: none">・道路法・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）・道路構造令※
札幌市 条 例	<ul style="list-style-type: none">・札幌市福祉のまちづくり条例・札幌市道路構造の技術的基準及び道路標識の寸法に関する条例・札幌市移動円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例
その他 通達等	<ul style="list-style-type: none">・歩道における安全かつ円滑な通行の確保について（H11.09.10 建設省通達）・道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について（H06.09.30 建設省通達）・視覚障害者誘導用ブロック設置指針について（S60.08.21 建設省通達）・道路の移動円滑化整備ガイドライン（編集・発行／一般財団法人 国土技術研究センター）

※道路の新設、改築を行う最も基本的な構造基準である「道路構造令」は、昭和33年に公布され、昭和45年に全面改正が行われた。その後、時代の要請に応じ数度の改正が重ねられ、最近では、平成24年4月1日に改正された。

◆道路工事フロー図

